

傍 聴 要 領

栃木県環境影響評価技術審査会

1 傍聴する場合の手続き

(1) 対面で傍聴する場合

- ・会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、栃木県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という）の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- ・会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

(2) オンラインで傍聴する場合

- ・会議の開催予定時刻までに、別途指定するURLに接続してください。

2 会議の秩序の維持

- ・傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- ・傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場（退出）していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 対面で傍聴する場合

- ・会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ・騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ・会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- ・その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(2) オンラインで傍聴する場合

- ・他者を代理で傍聴させないこと。
- ・傍聴用URLを他者へ転送しないこと。
- ・会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット・リアクション等の機能を使用しないこと。
- ・写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- ・その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。